

平成22年12月16日

「平成23年度税制改正大綱」についてのコメント

社団法人不動産協会  
理事長 岩沙弘道  
(三井不動産㈱社長)

1. 財政状況の厳しい中、大都市の再生に関する税制や良質な住宅ストックの形成に資する税制など、当協会の要望が概ね認められたことを高く評価する。ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。
2. 当協会が最重要項目として要望していた大都市再生に関する税制については、都市再生促進税制の延長に加え、国際競争力強化の観点から「特定都市再生緊急整備地域」に係る支援措置とともに、「国際戦略総合特区」に係る特例措置が創設されることとなった。ハード・ソフト両面での支援の相乗効果により、我が国の大都市が世界中の企業や高度人材から選ばれる魅力的な拠点として整備されることを期待している。次期通常国会での、「特定都市再生緊急整備地域」・「国際戦略総合特区」創設に係る法案、ならびに税制関連法案の早期成立を是非ともお願いしたい。  
なお、産業界が強く要望していた法人税率の5%引き下げが実現したことについては、我が国の投資・事業環境を世界水準に向け整備し、国際競争力を高める第一歩であり歓迎したい。
3. 「新築住宅の固定資産税の減額措置」については、昨年の税制改正大綱で検討事項とされたことを受け、本年の政府税制調査会で見直しを検討する議論がなされたが、結論が持ち越され、期限切れを迎える平成24年度税制改正で再度議論されることとなった。本措置については、60年近くの長きにわたり、国民の住宅取得を支援してきた基盤となる税制であり、長期安定的に維持すべき制度として理解されるものと考えている。
4. 今回の税制改正を踏まえ、不動産業界としても、都市・地域再生の推進、良質な住宅の供給、地球環境問題等への対応に全力で取り組み、これらを通じて国民生活の向上と日本経済の発展に努めて参りたい。

以上